

「大山とうふ」地域団体商標の出願について

伊勢原市商工会及び伊勢原うまいもの遺産創造委員会は、日本遺産ブランドを生かす取組の一環として、日本遺産「大山詣り」の構成文化財である「大山とうふ」のブランドを保護し活用することを目指して、地域団体商標の登録に向けた取組を検討してきました。

このたび、伊勢原市商工会は特許庁に対し、令和6年6月24日付けで「大山とうふ」の地域団体商標登録を出願しました。

1 地域団体商標制度について

特許庁の制度で、「地域ブランド」を適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的とし、「地域ブランド」として用いられることが多い、地域の名称及び商品（サービス）名などからなる文字商標について、登録要件を緩和するものです。

2 商標、商標登録出願人、商品及び役務について

- (1) 商標：大山とうふ
- (2) 商標登録出願人：伊勢原市商工会
- (3) 商品（第29類）：神奈川県伊勢原市及び大山周辺地域で製造された豆腐
- (4) 役務（第43類）：神奈川県伊勢原市及び大山周辺地域における、同地域で製造された豆腐料理の提供



3 今後について

令和6年度中の商標登録を目指し、引き続き伊勢原うまいもの遺産創造委員会と伊勢原市商工会が協力し、「大山とうふ」のPR活動等、登録に向けた認知拡大の取組を行います。こうした取組を通じて、「大山とうふ」のブランドや地域の食文化を活用した観光振興を推進していきます。

4 報道関係者の皆様へのお願い

商標の登録に当たっては特許庁より、一定の地理的範囲の需要者（最終消費者又は取引事業者）に知られていることが客観的事実（販売数量、新聞報道など）によって証明できることが特に重要とされています。「大山とうふ」の商標登録は、伊勢原市全体の悲願です。報道関係者の皆様には、事業者の「大山とうふ」の使用や消費拡大、「大山とうふ」の名称が地域に浸透するよう何卒ご協力をお願いします。

5 取材について

取材を希望される場合は、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

担当・問い合わせ先
商工観光課 0463-94-4729